

再資源化預託金等に付する利息の計算で使用する
平成 25 年度の利率について(案)

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 75 条及び同法施行規則第 70 条の規定に基づき、算出した結果、再資源化預託金等に付する利息計算で使用する平成 25 年度の利率を以下のとおりとする。(資料 3-2 を参照。)

平成 25 年度の利率 : 0.01236

以上